

書評と紹介

井上順孝・阪本是丸編著

『日本型政教関係の誕生』

第一書房 一九八七年二月二日刊
B6判 三八三頁 三、〇〇〇円

森岡清美

この本は、国学院大学日本文化研究所に拠って、明治期の宗教行政にかんする共同研究を精力的に展開してきた、五名の中堅・新進研究者の論文を収録している。論文はいずれ劣らぬ意欲作であるが、書名は少し分かりにくい。「日本型政教関係」とは何を指すのであろうか。書名とほぼ同じ題名を掲げた巻頭論文によると、明治政府が創出した「国家のイデオロギー的要請を負担しうる安定した政教関係」（八頁）を意味する。本書に収録された各論文は、そのような政教関係の誕生を、とくに明治維新前後から帝国憲法発布までの激動の時代について、重要な個別的問題に焦点を据え、かつそれぞれさらに時期を限定して考察している。

編著者の「まえがき」によると、五つの論文が取り扱ったテーマを配列の順にいえば、(1) 教部省時代およびその後における宗教政策がどのようなダイナミズムの中に形成されたかをめぐる問題、(2) 神祇官から神祇省にかけての時期の祭政一致の理念がどこに発し、どう具体化することになったかという問題、(3) 帝国憲法制定時の宗教行政のあり方に影響を与えた、井上毅の政策関係についての構想と、内務省の施策にまつわる問題、(4) 真宗の大寺院からの分離を唱えた島地黙雷の信教自由論の背後にある神道観の問題、(5) 教派神道一派である神道大成教の初代管長平山省齋が、幕臣から神道家となっていく過程をめぐる問題、である。最初の三篇は、宗教行政の背後にある理念と、それがどのように変形して実施されていくかに関心の焦点があり、残る二篇は、宗教行政に間接的な関わりをもった宗教家の思想や活動を規制していたものに、主たる関心がある。

二 つぎに各論文について概観してみよう。

(1) 「日本型政教関係の形成過程」（阪本是丸、全七六頁）は、巻頭論文であるとともに本書の基調論文でもあり、また(2) および(4)の後続二論文を射程内に含む労作である。その内容は、「国家と宗教が最も直接に向かいあっていたと考えられる明治四年から九年まで」の時期について、政府がいかにして「日本型政教関係」を創出しようとしたかを説明するこ

とを課題として、神祇官から神祇省へ、神祇省から教部省への展開と、教部省時代の政教関係を分析したものである。資料的制約ゆえにややもすれば法制史的考察に堕しかねないところを、この時期の神祇行政史の専門家である筆者は、資料の博搜と眼光紙背に徹する読みの深さにより、とりわけ異なる政策理念を担う藩閥的人脈間の角逐に鋭い視線を配ることによって、単に神祇といわず、仏教を含めての政教関係を政治の動き全体のなかで活写することに成功している。

(2)「近代天皇祭祀形成過程の一考察―明治初年における津和野派の活動を中心に―」(武田秀章、全六〇頁)は、維新政府の神祇行政において、王政復古・天皇親政に即応した新しい祭政一致の制度を創出することが、長州藩の盟友である津和野藩主従の使命であった、という基本的観点に立って、神祇官の再興から廃止に至る展開を考察した論文である。津和野派が、五ヶ条御誓文の誓約式、即位式、孝明天皇三年祭、神宮親拝式、国は一定奉告祭などの新儀を、宮廷祭儀を司ってきた公卿堂上の抵抗を排除しつつ立案し執行してきた足跡を追い、彼らが「祭」の側面から維新政府の基本政策を積極的に推進したことを明らかにして、明治四年の国家祭祀の再編成、つまり神祇官祭祀から天皇親祭への移行は、彼らにとって不可避の課題であったと結論し、神祇官の廃止に至る過程についての新しい解釈を提出している。

(3)「明治憲法制定期の政教関係―井上毅の構想と内務省の政策を中心に―」(新田均、全五二頁)は、明治一六年頃から

の憲法制定準備期に焦点を合わせ、この時期に内務卿山県有朋の求めに応じて参事院議員井上毅がまとめた宗教政策の構想と、宗教行政の主管官庁たる内務省が実施した具体的な政策とを比較検討することにより、両者の基本的認識が一致していることを明らかにする。すなわち、政治と宗教は本来列々の領域に属するものであるから、政府は宗教と一定の距離を保ちつつ必要に応じて対処しうる制度を採用すべきである、という認識である。内務省はこの認識に基づき井上構想を参考にしながら従来の宗教政策の見直しを行った。かくて、仏教や教派神道には管長制を採用して一定の自治権を与え、キリスト教には未公認ながら信仰の自由を許し、また、神社には「宗教に非ず」との解釈によって宗教類似の行為を禁止する一方、「人民ノ尊信ノ上ニ独立」させるとの考えから、国家との関わりを将来極めて限定したものにする方針を打ち出した、と結論している。

(4)「真俗二諦論における神道観の変化―島地黙雷の政教論のもたらしたものの―」(藤井健志、全四四頁)は、親鸞以来の「神祇不拝」の伝統をもつ浄土真宗では、幕末維新期の復古神道の抬頭という仏教にとっての危機状況下でも、近世以来の王法為本・真俗二諦の建前が堅持され、勤王を主張し神国思想を積極的に受容した場合、神道的要素は俗諦として受容された、とする。島地については、海外渡航前に草した「教部省開設請願書」では、王法為本・真俗二諦の論理が集約され、廃仏の時期は神道と仏教の対立としてより政府と仏教との齟齬として捉えられ、その解決の方途として教部省の設置が提唱され

た。しかるに渡航後、明治五―六年の段階で書かれた「三条教則批判建白書」「大教院分離建白書」では、王法と神道の要素とを切り離して、王法為本は貫くが、神道の要素は真諦を脅かすものとしてこれを拒否しうる論理が展開され、かくて本願寺は改めて真俗二諦を主張することができるようになった、と結論している。

(5)「幕臣から維新期神道家へ―平山省齋の座標転換―」(井上順孝、全五八頁)は、幕府倒蹶直前に若年寄並外国総奉行にまでなり、明治一五年神道大成教が一派独立したときその初代管長となった平山省齋を取り上げ、幕府高官であった省齋がどのような過程をへて宗教家へと方向を転換したのか、宗教界に身を投じて以降の省齋がどのような状況の下で教団結成の道を選んだのか、また、省齋の宗教性はどのような特色をもつものであったか、を考察している。第一点は、旧幕時代の省齋をめぐる人間関係のネットワークが、彼の転身にどのように関わったかという、評者にはとくに興味深い角度から問われている。省齋が新政府によって罪を免ぜられて後、教部省に身を置き、さらにその後神道界で活躍するようになった契機として、教部大輔穴戸璣と古くから懇意であったことに加えて、神道の教正のなかに板倉勝静(松山藩主)、稲葉正邦(淀藩主)、遠藤胤城(陸軍奉行)、永井尚服など、幕閣で同僚関係にあたった人々が何人もいたこと、が挙げられている。

三

以上、収載論文の個々について概要を手短に記したが、最後に全体にたいする感想を付記しておきたい。「まえがき」にも述べられているように、この共同研究の基本姿勢は、先行研究を足がかりとしてさらに細かな実証的な研究を積み重ね、従来見過ごされてきた側面にも注目していくことであった。それがお題目に終わらず、どの論文でも実現されていることに敬意を表したいと思う。これによって新鮮な設問が提出され、読者の興味をひきつける論述の展開が可能となっているからである。

さらに「まえがき」は、現実には政策として表面に出た動きのみならず、水面下の様相がどうかにも注意を払わなければならぬ、としている。資料では裏付けえないが、そうであったに違いないと思われる動き、つまり「水面下の様相」に接近するのであれば、研究に生命が通わない。しかし、これはまことに容易ならぬことで、もし研究者が自らの洞察力を過信するとき、この企ては忽ち陥穽を掘ることになる。恐らく、共同研究による資料の博搜と注意深い相互点検が、この錯誤から研究者を救っているのであろう。こうして本書は、未解明の問題点の多い明治初期政教関係の研究に、新たな道標を樹立したものと、総括することができるのである。

この本の末尾に、資料篇(全七〇頁)として(維新期の神祇行政を担った)要職一覽、教部省官員録、内務省社寺局官員録、官社神官一覽、教導職(権少教正以上)一覽が収録されている。

これはまことに重宝なものである。その有り難さはこの種のリストを作成しようとした者でなければ、痛感されないのかもしれないが、今後多くの研究者がその恩恵に浴することであろう。この本から多くのことを学んだ評者としては、このグループがその有利な地歩を最大限に活用して、さらなる成果を挙げることが期待する次第である。

(一九八七、八、二)